

新	旧
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第22条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した特例控除対象寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の4に相当する金額とする。<u>ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第20条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額と154万4,000円とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>4 略</p> <p>(市民税の申告等)</p> <p>第26条 第11条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、法第317条の2第1項各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。） 、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第22条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した特例控除対象寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の4に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第20条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額）とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>4 略</p> <p>(市民税の申告等)</p> <p>第26条 第11条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、法第317条の2第1項各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。） 、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生</p>

新	旧
<p>控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第27条の2第1項第3号並びに第27条の3第1項第2号及び第3号並びに第2項第4号において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第22条の3の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第12条第3項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2～8 略</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第27条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日</p>	<p>控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第27条の2第1項第3号及び第27条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第22条の3の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第12条第3項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2～8 略</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第27条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日</p>

新	旧
<p>の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。<u>次条第1項第2号において同じ。</u>）（合計所得金額が133万円以下であるものに限る。）の氏名</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。<u>次条第5項</u>において同じ。）により提供することができる。</p> <p>6 略</p> <p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）</p> <p>第27条の3 <u>次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の</u></p>	<p>の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを<u>除き</u>、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。<u>次条第1項</u>において同じ。）の氏名</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。<u>次条第4項</u>において同じ。）により提供することができる。</p> <p>6 略</p> <p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）</p> <p>第27条の3 <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所</u></p>

新	旧
<p>際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者</p> <p>(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第11条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第41条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者</p> <p>(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第11条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満</p>	<p>得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第41条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は法第314条の2第1項第11号の控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該公的年金等支払者の名称</p> <p>(2) 特定配偶者の氏名</p> <p>(3) 扶養親族又は特定親族の氏名</p> <p>(4) その他施行規則で定める事項</p>

新	旧
<p><u>たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者</u></p> <p>2 <u>前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>公的年金等支払者の名称</u></p> <p>(2) <u>公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨</u></p> <p>(3) <u>特定配偶者の氏名</u></p> <p>(4) <u>扶養親族又は特定親族の氏名</u></p> <p>(5) <u>その他施行規則で定める事項</u></p> <p>3 <u>第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。</u></p>	<p><u>たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者</u></p> <p>2 <u>前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</u></p>

新	旧
<p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>令第48条の9の8</u>において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p><u>6</u> 前項の規定の適用がある場合における<u>第4項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>(固定資産税の免税点)</p> <p>第51条 同一の者について1区内におけるその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあつては30万円、償却資産にあつては<u>180万円</u>に満たない場合においては、固定資産税を課さない。</p> <p>付 則</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条の3 平成30年度<u>以後</u>の各年度分の個人の市民税に限り、医療保険各法等（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第1項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。以下この条において同じ。）の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高い一</p>	<p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>令第48条の9の7の3</u>において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p><u>5</u> 前項の規定の適用がある場合における<u>第3項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>(固定資産税の免税点)</p> <p>第51条 同一の者について1区内におけるその者の所有に係る土地、家屋または償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあつては30万円、<u>家屋</u>にあつては<u>20万円</u>、償却資産にあつては<u>150万円</u>に満たない場合においては、固定資産税を課さない。</p> <p>付 則</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条の3 平成30年度<u>から令和9年度まで</u>の各年度分の個人の市民税に限り、医療保険各法等（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第1項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。以下この条において同じ。）の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替</p>

新	旧
<p>           一般医薬品等（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）<u>第4条第9項第3号</u>に規定する要指導医薬品、<u>同項第4号</u>に規定する<u>一般用医薬品及び同法第2条第17項第3号</u>に掲げる医薬品をいう。以下この条において同じ。）及びその使用による医療保険療養給付費（医療保険各法等の規定による療養の給付に要する費用をいう。）の適正化の効果が著しく高いと認められる一般用医薬品等の使用を推進する観点から、所得割の納税義務者が前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費（租税特別措置法第41条の17第1項に規定する特定一般用医薬品等購入費をいう。）を支払った場合（<u>同項各号に掲げる特定一般用医薬品等購入費の区分に応じ当該各号に定める期間内に支払った場合に限る。</u>）において当該所得割の納税義務者が前年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として令附則第4条の7第2項に規定する取組を行っているときにおける第19条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。         </p> <p>           （個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）         </p> <p>           第7条の3 平成22年度から<u>令和25年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から<u>令和12年</u>までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第         </p>	<p>           性が特に高い一般用医薬品等（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）<u>第4条第5項第3号</u>に規定する要指導医薬品及び同項第4号に規定する<u>一般用医薬品</u>をいう。以下この条において同じ。）及びその使用による医療保険療養給付費（医療保険各法等の規定による療養の給付に要する費用をいう。）の適正化の効果が著しく高いと認められる一般用医薬品等の使用を推進する観点から、所得割の納税義務者が前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費（租税特別措置法第41条の17第1項に規定する特定一般用医薬品等購入費をいう。）を支払った場合において当該所得割の納税義務者が前年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として令附則第4条の7第2項に規定する取組を行っているときにおける第19条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。         </p> <p>           （個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）         </p> <p>           第7条の3 平成22年度から<u>令和20年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から<u>令和7年</u>までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第5         </p>

新	旧
<p>5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第20条及び第22条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 略</p> <p>（寄附金税額控除における特例控除額の特例）</p> <p>第7条の4 第22条の3の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、同条第3項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第20条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第17条の3第1項、付則第17条の4第1項、付則第21条第1項、付則第22条第1項、付則第23条第1項若しくは第3項又は付則第24条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第22条の3第3項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した特例控除対象寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の5分の4に相当する金額とする。<u>ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第20条及び第22条の2の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額と154万4,000円とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。</u></p> <p>（1）～（5） 略</p> <p>第7条の5 平成26年度から<u>令和30年度</u>までの各年度分の個人の市民税について</p>	<p>項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第20条及び第22条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 略</p> <p>（寄附金税額控除における特例控除額の特例）</p> <p>第7条の4 第22条の3の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、同条第3項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第20条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第17条の3第1項、付則第17条の4第1項、付則第21条第1項、付則第22条第1項、付則第23条第1項若しくは第3項又は付則第24条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第22条の3第3項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した特例控除対象寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の5分の4に相当する金額<u>（当該金額が当該納税義務者の第20条及び第22条の2の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額）</u>とする。</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p>第7条の5 平成26年度から<u>令和20年度</u>までの各年度分の個人の市民税について</p>

新	旧
<p>の第22条の3第1項及び第3項並びに前条の規定の適用については、第22条の3第3項第1号の表の195万円以下の金額の項中「100分の85」とあるのは「100分の84.895」と、同表の195万円を超え330万円以下の金額の項中「100分の80」とあるのは「100分の79.79」と、同表の330万円を超え695万円以下の金額の項中「100分の70」とあるのは「100分の69.58」と、同表の695万円を超え900万円以下の金額の項中「100分の67」とあるのは「100分の66.517」と、同表の900万円を超え1,800万円以下の金額の項中「100分の57」とあるのは「100分の56.307」と、同表の1,800万円を超え4,000万円以下の金額の項中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同表の4,000万円を超える金額の項中「100分の45」とあるのは「100分の44.055」と、前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.37」と、同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.685」とする。</p> <p><u>2 令和31年度以後の各年度分の個人の市民税についての第22条の3第1項及び第3項並びに前条の規定の適用については、当分の間、第22条の3第3項第1号の表195万円以下の金額の項中「100分の85」とあるのは「100分の84.95」と、同表195万円を超え330万円以下の金額の項中「100分の80」とあるのは「100分の79.9」と、同表330万円を超え695万円以下の金額の項中「100分の70」とあるのは「100分の69.8」と、同表695万円を超え900万円以下の金額の項中「100分の67」とあるのは「100分</u></p>	<p>の第22条の3第1項及び第3項並びに前条の規定の適用については、第22条の3第3項第1号の表の195万円以下の金額の項中「100分の85」とあるのは「100分の84.895」と、同表の195万円を超え330万円以下の金額の項中「100分の80」とあるのは「100分の79.79」と、同表の330万円を超え695万円以下の金額の項中「100分の70」とあるのは「100分の69.58」と、同表の695万円を超え900万円以下の金額の項中「100分の67」とあるのは「100分の66.517」と、同表の900万円を超え1,800万円以下の金額の項中「100分の57」とあるのは「100分の56.307」と、同表の1,800万円を超え4,000万円以下の金額の項中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同表の4,000万円を超える金額の項中「100分の45」とあるのは「100分の44.055」と、前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.37」と、同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.685」とする。</p>

新	旧
<p><u>の66.77」と、同表900万円を超え1,800万円以下の金額の項中「100分の57」とあるのは「100分の56.67」と、同表1,800万円を超え4,000万円以下の金額の項中「100分の50」とあるのは「100分の49.6」と、同表4,000万円を超える金額の項中「100分の45」とあるのは「100分の44.55」と、前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.6」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.7」と、同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.85」とする。</u></p> <p>第8条 平成28年度から<u>令和30年度</u>までの各年度分の個人の市民税についての前条の規定の適用については、同条第2項の表中「85分の5」とあるのは「84.895分の5.105」と、「80分の10」とあるのは「79.79分の10.21」と、「70分の20」とあるのは「69.58分の20.42」と、「67分の23」とあるのは「66.517分の23.483」と、「57分の33」とあるのは「56.307分の33.693」とする。</p> <p><u>2 令和31年度以後の各年度分の個人の市民税についての前条の規定の適用については、当分の間、同条第2項の表中「85分の5」とあるのは「84.95分の5.05」と、「80分の10」とあるのは「79.9分の10.1」と、「70分の20」とあるのは「69.8分の20.2」と、「67分の23」とあるのは「66.77分の23.23」と、「57分の33」とあるのは「56.67分の33.33」とする。</u></p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>	<p>第8条 平成28年度から<u>平成50年度</u>までの各年度分の個人の市民税についての前条の規定の適用については、同条第2項の表中「85分の5」とあるのは「84.895分の5.105」と、「80分の10」とあるのは「79.79分の10.21」と、「70分の20」とあるのは「69.58分の20.42」と、「67分の23」とあるのは「66.517分の23.483」と、「57分の33」とあるのは「56.307分の33.693」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>

新	旧
<p>第9条の2 略</p> <p>2～9 略</p> <p>10 法附則第15条第24項第1号に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>11 法附則第15条第24項第2号に規定する条例で定める割合は、<u>5分の3</u>とする。</p> <p>12 法附則第15条第24項第3号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>13 法附則第15条第24項第4号に規定する条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</p> <p>14～21 略</p> <p><u>22 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</u></p> <p>— (グリーンアジア国際戦略総合特区内に設置される指定対象事業及び貸付対象事業のための施設等に係る固定資産税の課税免除)</p> <p>第15条の5 指定法人が平成24年4月1日から当該法人に係る総合特別区域法施行規則(平成23年内閣府令第39号)第17条第5項に規定する指定の有効期間(当該期間の変更があった場合にあっては当該変更後の期間)の満了の日又は<u>令和10年3月31日</u>のいずれか早い日までの期間内に取得した指定対象事業の用に供する家屋及び構築物(グリーンアジア国際戦略総合特区内に所在するもので、かつ、一の家屋及び構築物の取得価額が1億円以上のものに限る。次項において同じ。)</p>	<p>第9条の2 略</p> <p>2～9 略</p> <p>10 法附則第15条第24項第1号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>11 法附則第15条第24項第2号に規定する条例で定める割合は、<u>7分の6</u>とする。</p> <p>12 法附則第15条第24項第3号に規定する条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</p> <p>13 法附則第15条第24項第4号に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>14～21 略</p> <p>(グリーンアジア国際戦略総合特区内に設置される指定対象事業及び貸付対象事業のための施設等に係る固定資産税の課税免除)</p> <p>第15条の5 指定法人が平成24年4月1日から当該法人に係る総合特別区域法施行規則(平成23年内閣府令第39号)第17条第5項に規定する指定の有効期間(当該期間の変更があった場合にあっては当該変更後の期間)の満了の日又は<u>令和8年3月31日</u>のいずれか早い日までの期間内に取得した指定対象事業の用に供する家屋及び構築物(グリーンアジア国際戦略総合特区内に所在するもので、かつ、一の家屋及び構築物の取得価額が1億円以上のものに限る。次項において同じ。)</p>

新	旧
<p>）並びにこれらの敷地である土地に対しては、第42条第1項の規定にかかわらず、当該家屋又は構築物に対して新たに固定資産税を課すべき年度から3年度分の固定資産税に限り、これを課さない。</p> <p>2 貸付対象事業を行う事業者が平成24年4月1日から<u>令和10年3月31日</u>までの期間内に取得した当該貸付対象事業の用に供する家屋及び構築物並びにこれらの敷地である土地に対しては、第42条第1項の規定にかかわらず、当該家屋又は構築物に対して新たに固定資産税を課すべき年度から3年度分の固定資産税に限り、これを課さない。</p> <p>3 略</p> <p>（地域再生法に基づいて整備される特定業務施設等に係る固定資産税の課税免除）</p> <p>第15条の7 平成27年10月8日から<u>令和13年3月31日</u>までの期間（次項において「指定期間」という。）内に、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた事業者（次項において「認定事業者」という。）が、認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って特定業務施設を新設し、又は増設した場合には、当該特定業務施設若しくは当該特定業務施設に係る特定業務児童福祉施設の用に供する家屋又は構築物及び当該家屋又は構築物の敷地である土地で次に掲げる要件に該当するもの（付則第15条の5第1項若しくは第2項の規定の適用を受けるもの又は貸付けの用に供するものを除く。）に対しては、第42条第1項の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税を課すべき年度から3年度分の固定資産税に限り、これを課さない。</p>	<p>並びにこれらの敷地である土地に対しては、第42条第1項の規定にかかわらず、当該家屋又は構築物に対して新たに固定資産税を課すべき年度から3年度分の固定資産税に限り、これを課さない。</p> <p>2 貸付対象事業を行う事業者が平成24年4月1日から<u>令和8年3月31日</u>までの期間内に取得した当該貸付対象事業の用に供する家屋及び構築物並びにこれらの敷地である土地に対しては、第42条第1項の規定にかかわらず、当該家屋又は構築物に対して新たに固定資産税を課すべき年度から3年度分の固定資産税に限り、これを課さない。</p> <p>3 略</p> <p>（地域再生法に基づいて整備される特定業務施設等に係る固定資産税の課税免除）</p> <p>第15条の7 平成27年10月8日から<u>令和11年3月31日</u>までの期間（次項において「指定期間」という。）内に、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた事業者（次項において「認定事業者」という。）が、認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って特定業務施設を新設し、又は増設した場合には、当該特定業務施設若しくは当該特定業務施設に係る特定業務児童福祉施設の用に供する家屋又は構築物及び当該家屋又は構築物の敷地である土地で次に掲げる要件に該当するもの（付則第15条の5第1項若しくは第2項の規定の適用を受けるもの又は貸付けの用に供するものを除く。）に対して課する固定資産税の税率は、第42条第1項の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税を課すべき年度から3年度分の固定資産税に限り、これを課</p>

新	旧
<p>(1) ~ (3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第21条の2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡を</p>	<p>さない。</p> <p>(1) ~ (3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第21条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をい</p>

新	旧
<p>いう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u></p> <p>(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例)</p> <p>第23条の3 市民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約(次項において「非課税上場株式等管理契約」という。)、<u>同条第5項第4号</u>に規定する非課税累積投資契約</p>	<p>う。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 略</p> <p>(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例)</p> <p>第23条の3 市民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約(次項において「非課税上場株式等管理契約」という。)、<u>同項第4号</u>に規定する非課税累積投資契約(次項</p>

新	旧
<p>(次項において「非課税累積投資契約」という。)又は<u>同条第5項第6号</u>に規定する特定非課税累積投資契約(以下この条において「<u>特定非課税累積投資契約</u>」という。)に基づき<u>同法第37条の14第1項</u>に規定する非課税口座内上場株式等(以下この条において「非課税口座内上場株式等」という。)(その者が2以上の同法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座(以下この条において「非課税口座」という。)を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この項において同じ。)の譲渡をした場合には、<u>令附則第18条の6の2第4項</u>で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の同法第37条の11第2項に規定する上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。</p> <p>2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により同条第5項第3号に規定する非課税管理勘定(以下この項において「非課税管理勘定」という。)、<u>同条第5項第5号</u>に規定する累積投資勘定(以下この項において「累積投資勘定」という。)、<u>同条第5項第7号</u>に規定する特定累積投資勘定(以下この項において「特定累積投資勘定」という。)又は<u>同条第5項第8号</u>に規定する特定非課税管理勘定(以下この項において「特定非課税管理勘定」という。)からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し(振替によるものを含む。以下この条において<u>同じ</u>。)があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、<u>令附則第18条の6の2第2項</u>で定める金額(以下こ</p>	<p>において「非課税累積投資契約」という。)又は<u>同項第6号</u>に規定する特定非課税累積投資契約(次項において「<u>特定非課税累積投資契約</u>」という。)に基づき<u>同条第1項</u>に規定する非課税口座内上場株式等(以下この条において「非課税口座内上場株式等」という。)(その者が2以上の同法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座(以下この条において「非課税口座」という。)を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この項において同じ。)の譲渡をした場合には、<u>令附則第18条の6の2第3項</u>で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の同法第37条の11第2項に規定する上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。</p> <p>2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により同条第5項第3号に規定する非課税管理勘定(以下この項において「非課税管理勘定」という。)、<u>同項第5号</u>に規定する累積投資勘定(以下この項において「累積投資勘定」という。)、<u>同項第7号</u>に規定する特定累積投資勘定(以下この項において「特定累積投資勘定」という。)又は<u>同項第8号</u>に規定する特定非課税管理勘定(以下この項において「特定非課税管理勘定」という。)からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し(振替によるものを含む。以下この項において<u>同じ</u>。)があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、<u>令附則第18条の6の2第2項</u>で定める金額(以下この項において「<u>払出</u></p>

新	旧
<p>の条において「<u>払出し時の金額</u>」という。)により非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約に基づく譲渡があったものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられている非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の同法第37条の10第2項に規定する株式等を取得したものと、同法第37条の14第4項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の同法第37条の10第2項に規定する株式等を取得したものとそれぞれみなして、前項及び付則第23条の規定その他のこの条例の規定を適用する。</p> <p><u>3 非課税口座及び租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する特定課税未成年者口座（以下この項において「特定課税未成年者口座」という。）を開設する市民税の所得割の納税義務者の基準年の前年12月31日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき同条第6項に規定する契約不履行等事由（以下この項において「契約不履行等事由」という。）が生じた場合には、次に定めるところにより、市民税に関する規定を適用する。この場合には、令附則第18条の6の</u></p>	<p>し時の金額」という。)により非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約に基づく譲渡があったものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられている非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の同法第37条の10第2項に規定する株式等を取得したものと、同法第37条の14第4項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の同法第37条の10第2項に規定する株式等を取得したものとそれぞれみなして、前項及び付則第23条の規定その他のこの条例の規定を適用する。</p>

新	旧
<p><u>2第4項で定めるところにより、第1号から第3号までの規定による非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。</u></p> <p><u>(1) 当該非課税口座の開設の時から契約不履行等事由が生じた時までの間にした非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得については、当該契約不履行等事由が生じた時に、当該非課税口座内上場株式等の特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があったものとみなす。</u></p> <p><u>(2) 当該非課税口座の開設の時から契約不履行等事由が生じた時までの間に租税特別措置法第37条の14第4項第1号に規定する他の保管口座への移管又は非課税口座内上場株式等に係る有価証券の当該市民税の所得割の納税義務者への返還（租税特別措置法施行令第25条の13第31項で定める事由による移管又は返還を除く。以下この号及び第4号において同じ。）があった非課税口座内上場株式等については前項の規定の適用がなかったものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、その移管又は返還があった時における払出し時の金額により特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があったものとみなす。</u></p> <p><u>(3) 契約不履行等事由の基因となった非課税口座内上場株式等及び契約不履行等事由が生じた時における当該非課税口座に係る非課税口座内上場株式等については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額によ</u></p>	

新	旧
<p><u>り特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があったものとみなす。</u></p> <p><u>(4) 第2号の規定の適用を受ける当該非課税口座を開設していた市民税の所得割の納税義務者については、同号の移管又は返還があった時に、その時における払出し時の金額をもって当該移管又は返還による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとみなす。</u></p> <p><u>(5) 第3号の規定の適用を受ける当該非課税口座を開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもって同号の非課税口座内上場株式等（租税特別措置法第37条の14第5項第6号ホ（2）に規定する譲渡又は贈与がされたものを除く。）の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、第3号の非課税口座内上場株式等を贈与により取得した者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとそれぞれみなす。</u></p> <p><u>4 前項の場合において、同項第1号から第3号までの規定により譲渡があったものとみなされる非課税口座内上場株式等に係る収入金額が所得税法第33条第3項の規定の例によって算定した当該非課税口座内上場株式等の取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、市民税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。</u></p>	